

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

【重要】2月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください（その2）
(まだ届出をされていない診療所・病院向け)

本会 令和8年1月29日付 連絡文書により、まだベースアップ評価料の届出をされていない診療所に向けて、2月中の届出をお願いする文書を送信申し上げたところでございます。

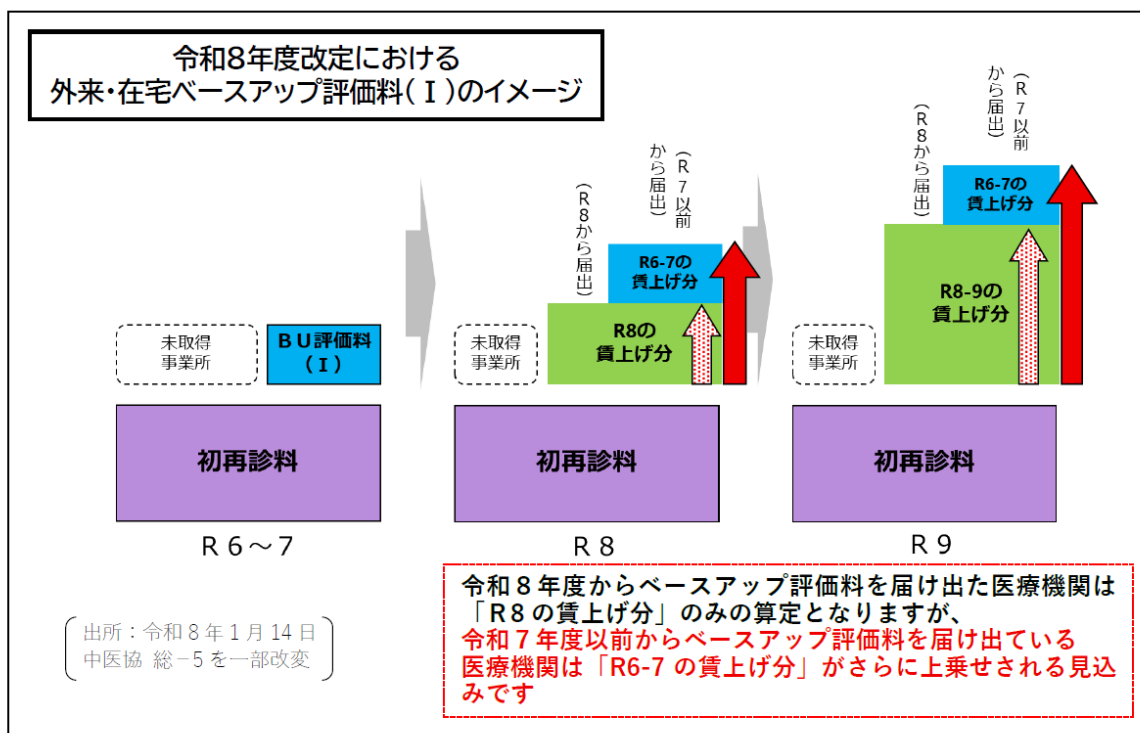
本件は会員にとって大きなメリットとなる大変重要な事項であり、今般、日本医師会より改めての案内がありました。

日本医師会からはすでに貴会あて直接連絡が届いておることと存じますが、本会からも改めてご連絡申し上げますとともに、ぜひとも、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます次第です。

記

<2月中の届出をお願いする理由>

- ① 下図に示されるとおり、令和8年6月から施行される令和8年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直され、令和7年度以前から届け出ている医療機関と、令和8年度から届け出る医療機関では、算定できる点数に差が付く見込みです。



② 診療所が「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」を届け出の際に必要な書類は、基本的には、直近1か月間の初・再診料等の算定回数を調べていただくだけで作成可能です。

また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者や、パートの職員であっても、ベースアップ評価料による賃上げの対象とすることもできます。

日本医師会のホームページには、当該書類の作成方法を説明するスライドも掲載されておりますのでご活用ください（本会ホームページ 文書ライブラリ ID:1918 にも掲載しております）。

●大阪府医師会ホームページ 文書ライブラリ

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index>

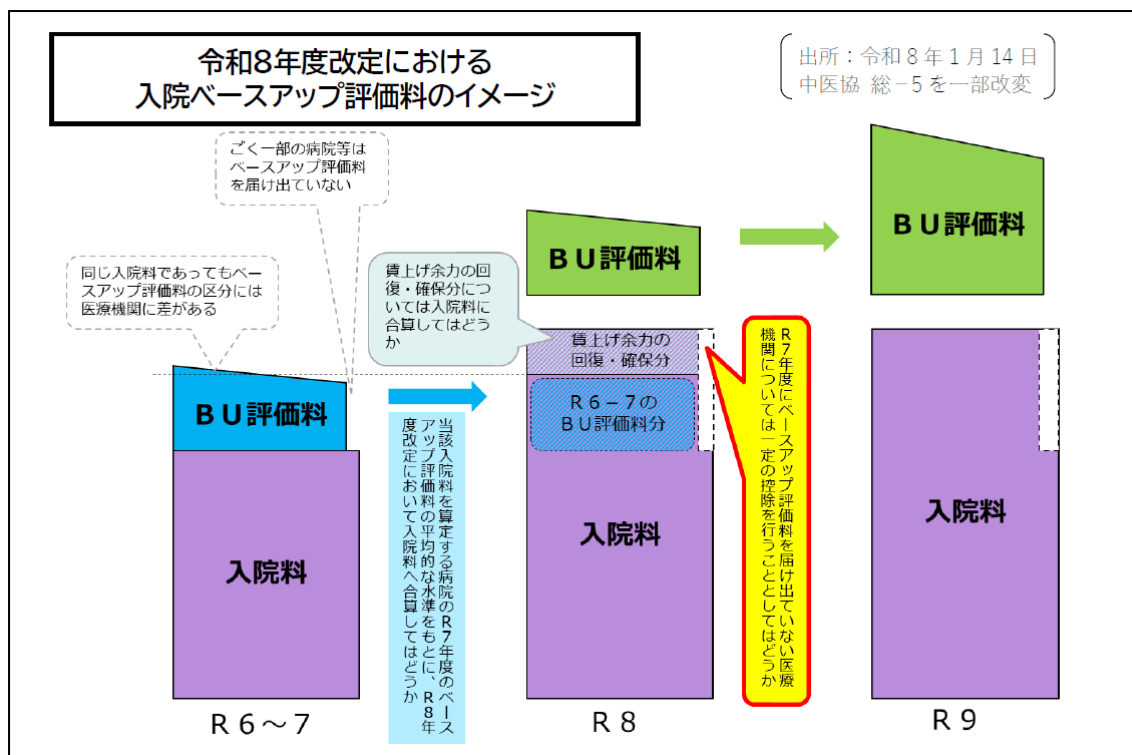


③ 国の令和7年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば1施設当たり15万円、有床診療所であれば1床当たり7.2万円の給付金が支給されることになりました。

本事業の対象となる診療所は、原則として、令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされております。

（※上記事業では、賃上げ支援事業のみならず物価支援事業も講じられております。詳細については、本会 令和8年1月29日付 連絡文書「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について（「医療・介護等支援パッケージ」関係）」をご確認ください。）

④ また、病院においても、以下にお示しするとおり、令和8年度診療報酬改定では入院料の評価が見直され、令和7年度以前からベースアップ評価料を届け出ている医療機関と、令和8年度から届け出る医療機関では、算定できる点数に差が付く見込みであることから、まだ届出をされていない場合は2月中の届出をご検討ください。



以上

担当事務局：保険医療課 電話 06-6763-7001